

【アンダーライン () を記入して作成していきます。】

※ 事業所の名称を記入

消防計画

第1章 総則

以下 ※ の部分には
事業所の名称を記入し
ていきます。

名称が長いときは、この部分に
〇〇株式会社△△支社箕面店
(以下「箕面店」という。)と記入。

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき _____ ※ _____ の安全確保並びに被害の
極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、 _____ ※ _____ に _____ し、出入りする全ての者に適用するものとする。

事業所→「勤務」
共同住宅→「居住」

店舗付共同住宅
は両方記入する。

できるだけ役職名で記入する。(変更する部分が少なくなるので)
(総務課長、店長、所長、理事長など)

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、 _____ ○○○○ とし、この計画について一切の権限を有し、次の業
務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (3) 消防用設備等の点検及び建築物等の自主検査の実施とその指導監督
- (4) 危険物及びガス等の貯蔵又は取扱施設の点検の実施とその指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の把握と適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他、防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ届出、報告及び連絡等を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(変更の都度)
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他、防火管理上必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各部屋又は一定
の区域ごとに火元責任者を置き、別表1のとおり火災予防管理組織を定める。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具及び電気設備等の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(消防用設備等の点検)

第7条 消防用設備等の点検は、次のとおり行う。

- (1) 点検者(消防設備士又は消防設備点検資格者等)は、法令で定める消防用設備等の点検を
実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 消防用設備等の点検の時期は、次のとおりとする。

点検種別	点 検 時 期	
	機器点検 (6ヶ月ごと)	総合点検 (1年ごと)
消防用 設備等		
消火設備	6月及び12月	12月
警報設備	6月及び12月	12月
避難設備	6月及び12月	12月
その他の設備を記入 (連結送水管など)	6月及び12月	12月
	月及び 月	月

点検を実施する月を確認して記入してください。

(点検委託業者名)

消火設備→消火器、屋内消火栓など 警報設備→自動火災報知設備、放送設備など 避難設備→避難はしご、誘導灯など
(建築物等の自主検査)

第8条 防火管理者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について自主検査員を定め、次のとおり検査を実施させるものとする。

検査対象	検査時期	検査員
建築物	毎月	担当区域火元責任者
火気使用設備器具	毎月	担当区域火元責任者
電気設備	毎月	担当区域火元責任者
危険物施設等	毎月	危険物取扱者

危険物施設(ガソリン、灯油、重油など)プロパン庫、薬品庫(毒、劇薬)などが含まれます。

(点検結果の報告及び検査の記録)

第9条 防火管理者は、消防用設備等の点検結果については、箕面市消防長へ「○年」に1回報告し、建築物等の自主検査の記録とともに「防火対象物維持台帳」に保存するものとする。

第3章 火災予防措置

特定用途は 1年(飲食店、物販、映画館、病院、ホテル、保育所、幼稚園、社会福祉施設及びこれらを含む複合用途など)
非特定用途は 3年(事務所、工場、倉庫、共同住宅、学校など)

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる行為を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- 建築物の改装、模様替え等を行うとき。
- その他、防火管理上必要な事項

事業所では→社員、従業員など
共同住宅では→居住者など

(○の遵守事項)

勤務又は居住(第2条と同じ要領)

第11条 ※に する全ての者は、各種災害による被害の拡大を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 避難階段、通路、ロビー及びホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- 消防用設備等の周辺は、装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 厨房等は、常に整理整頓しておくこと。
- 火気使用設備器具は、使用前及び使用后、必ず点検を行い、安全を確認すること。

- (3) 当該敷地内で工事を行う者は、火気の管理について、防火管理者の指示を受けること。
- (4) タバコの吸い殻等は指定場所へ集め、適切に処理すること。

第4章 自衛消防対策

**事業所の最高責任者をできるだけ役職名で記入
(社長、校長、店長など)**

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 ※ の自衛消防組織として、 〇〇〇〇 を自衛消防隊長とし、次の任務分担により別表2のとおり自衛消防隊を定める。

係 別	任 務 内 容
隊 長	◎ 自衛消防隊の指揮命令を行う。 ◎ 避難状況の把握を行い、消防隊と密接な関係を図る。
通報連絡係	◎ 119番通報及び館内放送等で出火の報知を行う。 ◎ 出火場所の確認等を行い、消防隊への情報提供を行う。
消火係	◎ 消火設備を用い、初期消火にあたる。
避難誘導係	◎ 非常口等を開放し、避難誘導にあたる。 ◎ 必要に応じ、避難器具の設定を行う。
搬送係	◎ 重要書類等の非常持ち出しとその管理にあたる。
救護係	◎ 応急救護所等を設定し、負傷者の応急手当て並びに救急隊及び病院、診療所との連絡にあたる。

搬送係や救護係は事業所の規模や用途に応じて決める、不要であれば抜いてもよい。

※大規模事業所等で副隊長を定める場合はここに任務内容を記入してください。

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、関係者全員に周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

- ・平面図に消火器や避難はしご、誘導灯などの位置を記入
- ・2方向に避難できる経路を記入

この消防計画にも添付しておくことが望ましい。

(震災予防措置)

第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく消防用設備等の点検及び建築物の検査に併せて、次の事項を行うこと。

- (1) 建築物、建築物に付随する施設等及び陳列物件の倒壊、転倒及び落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物施設等における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

化学薬品関係を取扱うところも、注意が必要。

(地震後の安全措置)

第16条 各火元責任者は、地震後、建築物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、建物の使用を開始すること。

(地震時の活動)

第17条 地震時の活動は、第4章によるほか次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を放送設備等により全従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。又、関係防災機関からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 建物から退避する場合の一時避難地は、「 〇 」とする。
- (4) 広域避難地への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行う。

「箕面市地域防災計画」で定められた公園又は最寄りの安全な空地(駐車場、運動場など)を記入する。

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備えて、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 医療品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食
- (4) 飲料水
- (5) その他必要なもの

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

朝礼やミーティングの時間などを利用して実施する。

第19条 防火管理者は、次の防災教育を行う。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 平常時及び災害発生時における任務及び責任の周知徹底
- (3) 火災予防上の遵守事項
- (4) 震災対策に関する基本的事項
- (5) その他、火災予防上必要な事項

**特に人事異動のなどが
あった時(4月など)
には必ず実施する。**

(自衛消防訓練の実施)

特定用途は1年に2回以上必ず実施

非特定用途は1年に1回実施するよう計画しておく。

第20条 防火管理者は、次のとおり自衛消防訓練を実施する。

- (1) 消火訓練を実施し、消火器、屋内消火栓等取扱要領の習熟を図る。
- (2) 通報・連絡訓練を実施し、消防機関への通報要領の習熟を図り、及び建物内の連絡体制の確立を図る。
- (3) 避難訓練を実施し、避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。
- (4) 前記の各部分訓練を総合的に実施し、自衛消防組織の確立を図る。
- (5) 訓練実施に際し、必要と認める時は、消防機関へ指導を要請するものとする。

附 則

この計画は、 年 月 日から実施する。

**この消防計画に基づいて防火管理を実施する日付。
今後、部分的に変更する場合は当初の日付の下段に
「一部変更〇年〇月〇日」と記入する。**

※コピーして、事務所や従業員食堂などの、目につきやすい場所に貼っておいてください。

【一般事業所用】

別表 1 火災予防管理組織編成表

防火管理者	担当区域	火元責任者
<p>〇〇〇〇</p> <p>↑</p> <p>防火管理者の氏名</p> <p>↑</p> <p>建物のすべての部分を記入してください。</p>	(例) 地下1階駐車場	〇〇〇〇
	" 機械室	〇〇〇〇
	1階 客席	〇〇〇〇
	" 厨房	〇〇〇〇
	" 事務所	〇〇〇〇
	2階 会議室1	〇〇〇〇
	" 会議室2	〇〇〇〇
	" 更衣室	〇〇〇〇
	3階 エレベーター機械室	〇〇〇〇
" ボイラー室	〇〇〇〇	

1人で多くを担当しないようにしてください。

※正〇〇〇〇副〇〇〇〇で決めると良い。

別表 2 自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	係別	氏名
<p>〇〇〇〇</p> <p>↑</p> <p>第13条で定めた自衛消防隊長の氏名</p> <p>必ず決めておく係</p> <p>必要に応じて決めておく係</p>	※通報連絡係 119番通報、建物内への放送など	〇〇〇〇
	※消火係 消火器、屋内消火栓など	〇〇〇〇
		(社員以外の場合) (例) 厨房アルバイト
	※避難誘導係 客や利用者の避難誘導 防火戸や排煙設備などの操作	〇〇〇〇
		(社員以外の場合) (例) 客席アルバイト
	◎搬送係 非常持出しなどを担当	〇〇〇〇
		〇〇〇〇
	◎救護係 応急手当などを担当	〇〇〇〇
		〇〇〇〇

非常時に活動する組織であるので、全員(パート含む)に何らかの役割を与えておく必要があります。

※ホテル、病院など昼間と夜間との従業員数が大きく異なる事業所は夜間の自衛消防隊編成表を決めておく必要があります。

※一般の事業所は使えません。共同住宅だけです。

【共同住宅専用】

別表 1 火災予防管理組織編成表

防火管理者	担 当 区 域	火 元 責 任 者
氏名 ○○○○	各居室及びベランダ	各入居者
	廊下	(例) 各階理事
	階段	(例) 副理事長
	その他の共用部分	(例) 管理人
	(具体的に書くと) 集会室	(例) 営繕担当理事
	駐車場など	(例) 駐車場担当理事

防火管理者は各火元責任者に対し、何をするのか(第6条)十分に説明しておかなければなりません。

別表 2 自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	係 別	担 当 者
氏名 ○○○○ ↑ 第13条で 定めた人	通 報 連 絡 係	火災を発見した者
	消 火 係	火災発生時、付近にいる者
	避 難 誘 導 係	火災の発生を知った者



抽象的な表記ではありますが、災害発生時に最低限何をしなければならないか、また、災害発生時にその人が置かれた状況によって、どのような役割を分担しなければならないのかを防火管理者が全居住者に対して十分説明することによって実態に即した自衛消防組織となります。

※ 比較的規模の大きい事業所では、防火管理者と火元責任者の間に各階単位ぐらいで防火担当責任者を決めて、防火管理者の補佐を実施させます。

※ 防火担当責任者をおく場合は、本文中の第5条に防火担当責任者をおくこと、第5条の2に防火担当責任者の業務について定める必要があります。

別表 1 火災予防管理組織編成表

【大規模事業所用】

防火管理者	防火担当責任者	担当区域	火元責任者
<p>氏名 ○○○○</p> <p>(例) 専務 ○○○○</p>	<p>1階 ○○○○ (例) 第1営業課長 箕面太郎</p>	<p>この欄は一般の事業所と同じです。</p>	
	<p>2階 ○○○○ (例) 第2営業課長 箕面花子</p>		
	<p>3階 ○○○○ (例) 総務課長 箕面良子</p>		
	<p>4階 ○○○○ (例) 企画課長 箕面良雄</p>		
	<p>5階 ○○○○ (例) 秘書課長 箕面和子</p>		
	<p>R階 ○○○○ (例) 設備課長 ○○○○</p>		

※ 各係に主担者となるリーダーを決めておきます。

※ ホテル、病院など昼間と夜間の従業員数が大きく異なる事業所は別表2-2として夜間の自衛消防隊編成表を決めておく必要があります。

別表2 自衛消防隊編成表

【大規模事業所用】

自衛消防隊長	係 別	主 担 者	隊 員
隊長 社長、学園長 など ○○○○ 副隊長 専務、教頭 など ○○○○	通報連絡係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>監督的な立場の方を選任します。そして、その人の部下を隊員とすれば指揮命令系統が明確になります。</p> </div>	
	消 火 係		

※防火管理の一部を外部へ委託している場合に届出てください。

防火管理業務の委託状況

〈 **遠隔移報** 方式〉 (令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 現在)

防火対象物名称	事業所の名称	常駐方式 →契約物件に1名以上、常駐して行う方式。 巡回方式 →1日のうちに数回、巡回して行う方式。 遠隔移報方式 →自動火災報知設備と通信回線により、 休日、夜間等に機械警備を行う方式。
管理権原者氏名	○○○○	
防火管理者氏名	○○○○	
受託者の氏名及び住所	氏名(名称) 警備会社の名称、所在地、電話番号 住所(所在地) TEL	
〔法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地〕	担当事務所 上記の警備会社の担当事務所がある場合に記入 (名称) (所在地) TEL	
	受託者の行う 防火管理業務の範囲	1. 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 2. 火災が発生した場合の初動措置 (1) 初期消火 (2) 119番通報 (3) 関係者への連絡
受託者の行う 防火管理業務の方法	1. 現場確認要員の待機場所 上記の担当事務所に同じ 2. 到着所要時間 15分 3. 委託する防火対象物の区域 全域 4. 委託する時間帯 休日及び就業時間外	